

庁保険発第0425001号
平成20年4月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について

標記については、平成20年1月11日付けで告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)を受け、別添のとおり厚生労働省保険局保険課長から当職あて通知(以下「保険課長通知」という。)されたところである。

取扱いについては、保険課長通知により実施するとともに、政府管掌健康保険及び船員保険に係る業務の実施に当たり、特に、下記に留意の上、その適切な取扱いにつき、特段の配慮方よろしく願います。

これに伴い、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」(平成16年12月2日庁保険発第1202001号)、「政府管掌健康保険及び船員保険における配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い」(平成16年12月2日庁保険発第1202002号)は廃止する。

記

1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

(1) 被害者からの申し出に対する取扱い

- ① 被害者が、被扶養者から外れたい旨の申し出を行おうとする場合には、書面によりその旨の申告をさせるとともに、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(保険課長通知別添2。以下「証明書」という。)の写しの提出を求めること。

ただし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者からの保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第10条に規定する保護命令が裁判所より発せられている場合には、裁判所が発出した通知書等その事実を明らかにする書類をもって証明書に代えられること。

なお、証明書の発行が行われていない場合や前記の書類がない場合には、証明書の作成について婦人相談所に依頼するよう助言すること。

- ② 前記の申告及び証明書の受付の際には、窓口装置によって当該証明書に記載されている事項を確認し、被害者及びその同伴者が被扶養者であることを確認すること。

(2) 被扶養者から外す際の取扱いについて

- ① 被保険者に対しては、別紙1を参考に、被扶養者届の提出を促す文書を作成し、送付すること。
- ② 被保険者あて送付した文書に記載した提出期限までに、被保険者の事業主又は船舶所有者から届出が提出されなかった場合には、速やかに被害者を被扶養者から外す処理を行い、別紙3を当該事業主又は船舶所有者あて、別紙4を当該被保険者あて送付すること。
なお、提出期限については、文書発出から10日程度とすること。

- ③ 被扶養者から外れた被害者が国民健康保険に加入するためには、市町村国民健康保険の担当部局において、政府管掌健康保険又は船員保険の被扶養者から外れたことを確認することが必要となるため、別紙2を参考に文書を作成し当該被害者に交付するとともに、市町村国民健康保険の担当部局に提示するよう指導すること。

(3) その他

- ① 以上の取扱いに当たっては、被保険者に、被害者の居所等を知られることのないよう、被害者の保護に十分に配慮するとともに、被害者が社会保険事務所の窓口相談に訪れた場合には、婦人相談所や市町村国民健康保険等の関係機関との連携に努めること。
- ② 政府管掌健康保険又は船員保険の被扶養者から外すことにより、被害者は、国民年金の第3号被保険者に該当しなくなることから、その旨を被害者に説明するとともに、現在の住所地の市町村役場で国民年金の第1号被保険者となる手続を行うよう併せて指示すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

被保険者の故意の犯罪行為等によりその被扶養者が療養を受けたとき、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから、健康保険法（大正11年法律第70号）第116条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところであるが、当該被害者が上記1（1）の申出により被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を同法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものであることから、当該事案の事務処理について適

切に対応すること。

なお、事業主又は保険者は、被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第15号）に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

医療費通知については、世帯ごとにまとめて作成し、被保険者あて送付していることから、被害者から医療費通知の送付先の変更等の依頼があった場合には、被保険者と被害者の医療費通知を個別に作成しそれぞれに送付するなど、適切に対応すること。

(別紙1)

平成 年 月 日

(被保険者名) 様

社会保険事務所名

あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者となっている（被扶養者）様と（同伴者）様につきましては、今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されたため、（被扶養者）様と（同伴者）様はあなたの健康保険の被扶養者から外れることとなります。

つきましては、同封いたしました被扶養者（異動）届に必要な事項を記載の上、平成 年 月 日までに、あなたが勤務されている事業所（船舶所有者）を通じ届出を行って頂きますようよろしくお願いいたします。

また、あなたが被扶養者分の健康保険証をお持ちである場合には、併せて返納頂きますよう宜しくお願いします。

なお、上記の年月日までに届出が行われない場合には、当方において職権で（被扶養者）様と（同伴者）様について、あなたの健康保険（船員保険）の被扶養者から外すこととし、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますのでご承知願います。

(別紙2)

事 務 連 絡
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)国民健康保険課

〇〇社会保険事務所

下記の者については、当社会保険事務所において、被保険者(氏名)の扶養から平成
年 月 日をもって外しましたのでお知らせいたします。

記

(フリガナ) 氏 名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記 号		番 号	

※扶養から外す人数に応じ、欄を加えて下さい。

(政府管掌健康保険用)

(別紙3)

平成 年 月 日

(事業主名) 様

(社会保険事務所名)

下記の者については、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当社会保険事務所において、被保険者(氏名)の扶養から本日付をもって外しましたのでお知らせいたします。

なお、この旨は(被保険者名)には、別途、当社会保険事務所から通知していることを申し添えます。

(フリガナ) 氏 名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年			月
	日			
被保険者証 記号番号	記 号		番 号	

(注) 1. 各社会保険事務所においては、この様式を参考に証明書を
作成してください。

2. 被扶養者から外す人数に応じ欄を付け加えてください。

(船員保険用)

(別紙3)

平成 年 月 日

(船舶所有者名)様

(社会保険事務所名)

下記の者については、船員保険法第1条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当社会保険事務所において、被保険者(氏名)の扶養から本日付をもって外しましたのでお知らせいたします。

なお、この旨は(被保険者名)には、別途、当社会保険事務所から通知していることを申し添えます。

(フリガナ) 氏名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記号		番号	

(注) 1. 各社会保険事務所においては、この様式を参考に証明書を
作成してください。

2. 被扶養者から外す人数に応じ欄を付け加えてください。

(政府管掌健康保険用)

(別紙4)

平成 年 月 日

(被保険者名) 様

社会保険事務所名

あなたの被扶養者であった下記の者は、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当社会保険事務所において、あなたの扶養から本日付をもって外しましたのでお知らせいたします。

なお、これまでの被扶養者分の健康保険被保険者証は、同日以降無効となります。

あなたが、現在も無効の被扶養者分の健康保険被保険者証をお持ちのときは、速やかに返納するようお願いいたします。

(フリガナ) 氏 名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記号		番号	

- (注) 1. 社会保険事務所においては、この様式を参考に通知書を作成してください。
2. 扶養から外す人数に応じ欄を加えてください。

(船員保険用)

(別紙4)

平成 年 月 日

(被保険者名)様

社会保険事務所名

あなたの被扶養者であった下記の者は、船員保険法第1条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当社会保険事務所において、あなたの扶養から本日付をもって外しましたのでお知らせいたします。

なお、現在お持ちの船員保険被扶養者証は、外した被扶養者分については、同日以降無効となります。

あなたが、現在もお持ちの被扶養者証に外した下記の者についての記載がある場合には、被扶養者証を訂正する必要がありますので、速やかに当社会保険事務所に届け出てください。

(フリガナ) 氏名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記 号		番 号	

- (注) 1. 社会保険事務所においては、この様式を参考に通知書を作成してください。
2. 被扶養者から外す人数に応じ欄を付け加えてください。